

平成29年8月31日

第 9 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成29年8月31日（木） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 41号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 42号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 43号 非農地証明申請について
- 議案第 44号 農地法第5条の規定による許可の事業計画変更承認申請について
- 議案第 45号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 46号 呉農業振興地域整備計画変更にかかる意見の決定について

協議事項

- 第1号 呉市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について

報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 生田 政行 | 2番 横段 登 | 3番 池田 勝憲 | 4番 倉本 寛 |
| 5番 水場 守信 | 6番 向井 幸弘 | 7番 林 武彦 | 8番 亀山 博司 |
| 9番 今井 満 | 10番 上田 勝則 | 11番 長迫 秀 | 12番 本末 満 |
| 13番 灰原 松二 | 14番 大道 正孝 | 15番 秋光 貴志 | 16番 土井 光弘 |
| 18番 石田 尚則 | 19番 北村 正次 | | |

欠席委員

- 17番 西田 小百合

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主任

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成29年第9回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、3番 池田委員、4番 倉本委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、17番 西田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。議案書とともに事前に「資料1 呉農業振興地域整備計画変更理由書」、「資料2-1 呉市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)」、「資料2-2」パトロール実施要領の新旧対照表、「資料3 農地台帳に関する調査」を送付しています。また、本日、総会議席図、「資料4 平成29年度 農業経営発展支援セミナー(人材確保)の開催について(依頼)」、「平成29年8月 呉市農業委員会だより」、「JA広島ゆたか広報」第120号、「平成29年度 全国農業図書 普及推進図書」のパンフレット、資料2について訂正後の資料、一部修正した委員名簿を配付しています。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、広町字上福浦〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で696㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作が困難なため譲受人に売却するもので、譲受人は申請農地を購入し、経営規模を拡大しようとするものです。

営農計画は、野菜及び果樹を作付けする予定です。

経営面積は、自作地が18アールありますので、広地区の下限面積10アールを満たして

います。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番生田です。写真のとおりきれいに整地しており、一部果樹が植えてある。9月中旬よりニンニクを植えるとのことで、何ら問題はない。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、栃原町字東谷下〇〇〇〇番ほか7筆、地目は田及び畑、面積は合計で4,104㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は多忙で耕作困難なため、弟である譲受人に売却するもので、譲受人は自宅に近接する申請地を購入し経営規模を拡大しようとするものです。

営農計画は、水稻及び野菜を作付けする予定です。

経営面積は、申請地だけで41アールありますので、旧昭和村地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池 田 委 員：3番池田です。申請地は8筆あるが、7筆は田でキヌヒカリが植えてあり、よく育っている。譲渡人、譲受人は兄弟の関係にあり、先祖代々の土地を守っていくということで、何ら支障はない。慎重審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、倉橋町字脇田〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は畑、面積は合計で5,300㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、共有名義人である譲受人の要望により持

分2分の1を無償贈与し所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲受け、単独で農業経営を行うものです。

営農計画は、オリーブ、みかんなどの果樹及び野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、申請地だけで53アールありますので、倉橋地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

林 委 員：7番林です。この案件は、父が死亡し母と息子である譲受人が相続し共有となっていた農地を生前贈与により息子1人の所有にするというものです。野菜、オリーブ、みかん等の営農をするというので、譲受人は早期退職して農業に専念しているということです。何ら問題はないと考えますので、ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、阿賀北2丁目〇〇〇番、地目は田、面積は42㎡の第2種農地です。

転用目的は、海外に居住する所有者より贈与を受け、家財等の置場にするため簡易倉庫を設置しようとするものです。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番生田です。申請地は写真のとおり狭い土地で十分な管理はされていない。オーストラリアに居住する姉の土地を贈与により受け弟が譲り受けるもので、地目は農地ではあるが荒廃しており、倉庫用地として管理してもらえたらよいと思う。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、川尻町森1丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は255㎡の第2種農地です。

転用目的は、住宅及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。

規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番亀山です。譲渡人と譲受人の関係は親子であり、親の家の隣に自宅を建てるというもので、特段問題はないと思う。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町中央北1丁目〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は258㎡の第2種農地です。

転用目的は、住宅及び駐車場として利用するため所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅1棟及び駐車場2区画を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番今井です。申請地は、安浦駅北の宅地造成したところで、周辺には住宅が建っている。東広島の自宅が老朽化したため、申請地に自宅を建て移住するというもので、特に問題はないと思う。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、蒲刈町大浦字音地〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は48㎡の第2種農地です。

転用目的は、別の場所を借りて墓碑を設置していたが不便なところにあったため、移設して墓地用地として利用するため所有権を移転するものです。

規模等は、墓碑1基及び植栽する計画です。

関係法令については、「墓地埋葬等に関する法律」に基づく墓地等経営許可申請は申請済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

なお、「墓地埋葬等に関する法律」に基づく許可は、農地法の許可待ちとなっておりますので、農地法の許可と同時に許可される予定です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番灰原です。申請地の周辺は宅地化されており、申請地は木が生えるなど荒廃している。何ら問題はないと思うので、よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第43号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、内神町〇〇〇番〇、地目は畑、面積は151㎡の第2種農地です。

申請の事由は、水害のため申請地が崩れ耕作が困難になったため、昭和33年頃より耕作を放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池 田 委 員：3番池田です。申請地は50年以上放置され、笹や雑草が生い茂っている。農地への復

元は困難であり、やむを得ないと判断した。皆さんの慎重審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

上 田 委 員：10番上田です。非農地証明をして山林と認めて、もし苦情が出たらどのように対応するののか。

事 務 局：個人間の問題であり、行政は関与しません。

議 長：そのほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、阿賀北1丁目〇〇〇番、地目は畑、面積は85㎡の第3種農地です。申請の事由は、水害により被害を受け、昭和45年頃より耕作を放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番生田です。写真のとおり山林となっており、やむを得ないと思う。皆様のご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

本 末 委 員：12番本末です。山林として非農地証明をするのは何年と決まりがあるのか。

事 務 局：以前は、農地法の施行前から山林であるかまたは20年以上とされていたが、ガイドラインの改正により、年数に関係なく現状で判断するとなっている。

本 末 委 員：12番本末です。畑から山林に変更することが可能ということか。

事 務 局：この件は所有者からの証明申請に応じて行うものですが、農業委員、農地利用最適化推進委員で行う農地パトロールの結果、現状非農地と判断し非農地通知を出したものについては、個別の証明申請ではなく、その通知により所有者が直接法務局に地目変更登記ができることとなります。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は広両谷3丁目〇〇〇〇番，地目は畑，面積は135㎡の第2種農地です。

申請の事由は，戦前より隣接する神社の山林であったとの現認書を添付のうえ，山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番生田です。神社の両側が山となっている。申請地には大きな木が立っており，なぜこれが農地になっているかと思った。皆様のご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は証明と決定します。

議 長：つぎに，議案第44号「農地法第5条の規定による許可の事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：申請地は，郷原町字大積山〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は859㎡の第2種農地です。

太陽光発電設備を設置するため，平成28年1月18日に農地法第5条の許可を受けていますが，太陽光パネルの納品の遅れ，パネルの破損事故があり工事完了が本年8月2日となったものです。5条の許可条件で「許可日以降1年以内に工事を完了すること」とあり，工期の変更，延長について承認を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

池 田 委 員：3番池田です。部品の納入の遅れ等で工事が延びたもので，5条許可の太陽光発電設備は既に完成しており，承認して問題はないと思う。皆さんの慎重審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は承認と決定します。

議 長：続きまして、議案第45号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：申請者は、平成20年に相続税納税猶予に係る適格者となり、その後20年間農業経営を行うとともに、3年毎に税務署へ引き続き農業経営を行っている旨の証明を提出する必要があるため、この度申請をされたものです。

申請人は〇〇〇〇で、申請地は川尻町森2丁目〇〇〇〇番〇ほか26筆、面積は合計で22,123.94㎡です。

申請地の管理状況については、現地調査写真のとおり適正に管理されています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番亀山です。申請者はブドウ農家で、27筆全て適正に管理されている。特段問題はないと思う。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

(呉市農林水産課職員着席)

議 長：続きまして、議案第46号「呉農業振興地域整備計画変更にかかる意見の決定について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農林水産課：「呉農業振興地域整備計画」の変更について説明します。

はじめに、農業振興地域整備計画の制度について説明します。この計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良農地の確保と計画的な農業振興を図ることを目的としています。「呉農業振興地域整備計画」は、6月と12月の年2回、計画変更を行うこととしています。この計画変更にあたっては、法律の施行規則に基づき農業委員会の意見を聴くことになっていますのでよろしくお願いします。

計画変更について説明しますので「資料1 呉農業振興地域整備計画変更理由書」をご覧ください。

今回の計画変更の理由ですが、「1 変更理由」にあるように、呉農業振興地域整備計画について、農用地区域内の農地を他の用途に供するために農用地利用計画の変更が必要となったものです。

変更内容について説明します。変更理由書の「(1)農用地利用計画について 1 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更について」別紙1の6件について所有者より農用地区域の除外申出がされています。農用地利用計画で農用地区域に設定された農地は、農地転用をすることができません。しかし、必要かつ適当で法律上の除外要件を満たしているものについては、農用地区域から除外することが認められています。

具体的に位置、面積、変更後の土地利用形態について説明しますので、添付している位置図と併せて御覧下さい。

1件目、対図番号1 郷原町字西畑〇〇〇〇番〇、面積340㎡で、隣接する病院の駐車場として使用するものです。

2件目、対図番号2 郷原町字ワラヒノ山〇〇〇〇番〇〇〇ほか4筆、合計面積2816㎡で、郷原町まちづくり推進委員会が整備するグラウンドとグラウンドに付随する駐車場として使用するものです。

3件目、対図番号3 安浦町大字中畑字日ノ平〇〇〇番〇ほか2筆、合計面積985㎡で、太陽光発電として使用するものです。

4件目、対図番号4 安浦町大字女子畑字鷹巣〇〇〇〇番ほか1筆、合計面積964㎡で、太陽光発電として使用するものです。

5件目、対図番号5 下蒲刈町下島字岡谷〇〇〇〇番〇、面積269㎡で、資材置場として使用するものです。

6件目、対図番号6 蒲刈町大浦字吹揚〇〇〇〇番〇ほか1筆、合計面積318㎡で、農家住宅として使用するものです。

以上6件について現地調査の結果、法律上の除外要件について妥当と認められましたので、農用地区域から除外し農用地利用計画を変更するものです。

この他の計画については、今回変更はありません。御審議よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は呉市農林水産課説明の変更案のとおり承認することと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は変更案のとおり承認することと決定します。

(呉市農林水産課職員退席)

議 長：つぎに、協議事項「呉市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について」事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本日配付したマル正の「呉市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について」をご覧ください。

変更点は、法改正による農業委員会の体制の変更に伴い農地パトロールの実施者に農地利用最適化推進委員を加えています。また、非農地と判断した農地について「農地台帳から削除する」とあるのを「農地台帳を閉鎖する」と変更したものです。

議 長：農地パトロール実施要領の一部改正について、ご質疑・ご意見ありませんか。

倉 本 委 員：農業委員会法第17条第2項に農地利用最適化推進委員については「担当する区域」を定めるとある。第1地区から第4地区に分けて推進員を各5名ずつ委嘱しているが、この区域と地区は別なのか。

事 務 局：区域を細かく決めている市町村もあるが、呉市ではそれぞれの地区を区域と判断している。

倉 本 委 員：今回の改正で、農業委員が半分となり、委員のいない地域もある。農地法の許可等の現地調査の頻度も多くなる。推進委員も現地調査に加えてはどうか。

事 務 局：農地法の許可等のための現地調査は農業委員の役割で、推進委員はできない。パトロールは、農業委員と推進委員とで協力して行っていただくので、地区別に集まってもらって協議して決めていきたい。

議 長：実際に委員のいない地区もでてきた。推進委員は今までの地区ごとに委嘱されている。今後は各地区でフォローしながら行うことになる。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、本件は事務局の説明のとおり一部改正することとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は事務局の説明のとおり一部改正することとします。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の9ページから11ページをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、9ページ、10ページ農地法第4条の規定による届出が4件、11ページ農地法第5条の規定による届出が1件、計5件ありましたので、ご報告します。

議長：つぎに、「資料3 農地台帳に関する調査」について事務局の説明をお願いします。

事務局：資料3は記載例ですが、この記載例を除いたものを9月初旬に送る予定です。

これは毎年実施している調査で、今年度も10アール以上の農地を所有または耕作している世帯を対象に、9月1日現在の所有状況、耕作状況について調査を行うものです。提出期限は9月20日水曜日としていますが、それ以降も随時受け付けます。この調査の周知のため8月発行の「市政だより9月号」に記事を掲載しています。また、今年度は、近隣の市外に居住し、農地を所有または耕作している人にも送付しています。農業委員の皆様への問い合わせ等ありましたら本調査についてご協力をお願いします。

議長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事務局：「資料4 平成29年度 農業経営発展セミナー（人材確保）の開催について（依頼）」ですが、広島県農業会議より情報提供がありました。事務局での取りまとめは行いませんので、参加される場合は、各自で申し込みをお願いします。

灰原委員：呉市農業委員会の委員は研修等への参加が少ない。委員数が減りもっと減ると思う。会長から出席を呼びかけてもらいたい。

本末委員：外国人実習生とかあるが、呉市では受け入れの体制がなく、このセミナーに出席せよというのは意味がない。

事務局：今回のセミナーは、農業者全般を対象としたもので、農業委員に参加してくれというものではない。しかし、今後、農業委員、推進委員を対象とした研修会等があれば、全員が参加するようお願いしたい。

議長：今後開催される、農業委員を対象とした研修会等へは率先して参加していただきたい。

議長：今までを通じて、何かご意見、ご質問はありませんか。

本末委員：パトロールの目的は何か。

議長：荒廃農地、違反転用の調査などの現地把握のために行うものです。

事務局：資料2の実施要領第3条に記載している遊休農地、違反転用などの項目について調査し、それに基づいて第6条の措置について検討するものです。

林委員：違反転用、特に不法投棄についてはしっかり取り組んでもらいたい。

本末委員：非農地通知により山林とすれば、税金は安くなるのか。

事務局：課税のことであり具体的にどうなるとはいえないが、一般的には農地より山林の税金が安くなる。

本末委員：税制についても把握して、農家にアドバイスできるようお願いします。

議長：そのほか、何かご意見、ご質問はありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、第10回総会は、平成29年9月29日 金曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で平成29年第9回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時10分)